



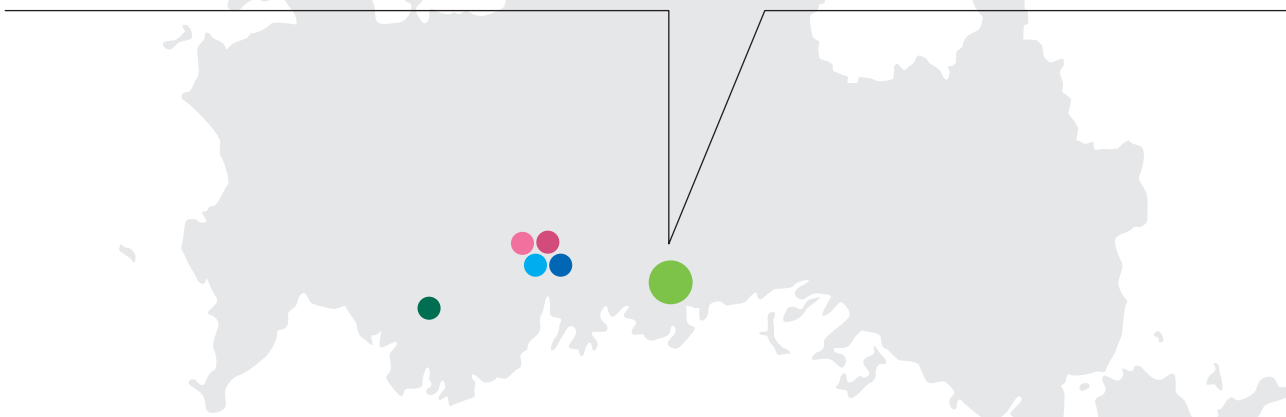
学校法人YIC学院
YIC 看護福祉専門学校 (山口防府)

〒747-0802 防府市中央町1番8号 全館WiFi完備
 TEL0835-26-1122 FAX0835-26-1155

看護学科(3年制) 介護福祉学科(2年制)
 社会福祉士通信課程(1年6ヶ月/短大・大学等卒、実務経験要)
 介護実務者研修通信課程(6ヶ月)

0120-500-294
<https://www.yic.ac.jp/nw/>
 E-mail info-nw@yic.ac.jp

Instagram: @yicnw Twitter: @yic_hofu Facebook: yicnw



YIC 情報ビジネス専門学校
 (新山口)

〒754-0021 山口市小郡黄金町2番24号
 ☎0120-46-0836
 TEL083-976-8354 FAX083-974-5826

情報工学科(3年制)
 情報ビジネス科(2年制) Webビジネスコース/デジタルデザインコース
 国際ホテル・ブライダル学科(2年制) 医療事務学科(2年制)
 ペット総合学科(2年制)
 専攻科(1年制) 大学併修コース/キャリアアップコース 国際ビジネス学科(1年制)

YIC 公務員専門学校
 (新山口)

〒754-0021 山口市小郡黄金町2番24号
 ☎0120-337-561
 TEL083-974-5825 FAX083-974-5826

公務員総合学科(2年制)
 公務員学科(1年制) 行政コース/警察・消防コース

YIC ビューティモード専門学校
 (新山口)

〒754-0021 山口市小郡黄金町2番24号
 ☎0120-140-154
 TEL083-976-8210 FAX083-974-5826

美容学科(2年制) カットクリエイティブコース/トータルビューティコース
 美容学科 通信課程(3年)

専門学校 **YIC リハビリテーション大学校**
 (山口宇部)

〒759-0208 宇部市西宇部南四丁目11番1号
 ☎0120-160-535
 TEL0836-45-1000 FAX0836-45-1010

理学療法学科(4年制)
 作業療法学科(4年制)

YIC 調理製菓専門学校
 (新山口)

※2023年4月山口調理製菓専門学校より校名変更予定
 〒754-0021 山口市小郡黄金町9-8
 TEL083-974-1415

調理師科(1年制)
 製菓衛生師科(1年制)

北九州調理製菓専門学校
 (小倉)

〒802-0001 北九州市小倉北区浅野2-18-28
 TEL093-522-1415

調理師科(1年制)
 製菓衛生師科(1年制)

[0・1・2歳の保育園]

- YIC キッズ (山口宇部)
- YIC キッズ テクノパーク (山口宇部)
- YIC キッズ 黒石保育園 (山口宇部)
- YIC キッズ 新山口 (新山口)
- YIC キッズ 長府 (山口下関)
- コロナ保育園 (山口宇部)

多々良幼稚園 (山口防府)

- 居宅介護支援事業所 希望苑
- YIC介護ホーム
- 第2希望苑・第3希望苑 (山口宇部)
- ディサービスセンター
- 第2希望苑・第3希望苑 (山口宇部)

〈専〉YIC 京都工科自動車大学校

- YIC 京都ペット総合専門学校
- YIC 京都ビューティ専門学校
- YIC 京都日本語学院

山口県内唯一

2025 学生募集要項



社会福祉士通信課程

厚生労働省教育訓練給付制度指定講座



修業年限
1年6ヶ月

令和5年度(第36回)
73.3%
 国試合格率
 (全国平均58.1%)

YIC 看護福祉専門学校 (山口防府)

少人数制で地域限定だからできる

「地域福祉の仲間づくり」

卒業後も県内各地に多くの仲間がいるから、
いろいろな情報交換が可能
これまでに1,000名以上の卒業生を
輩出しており、福祉施設等で活躍中

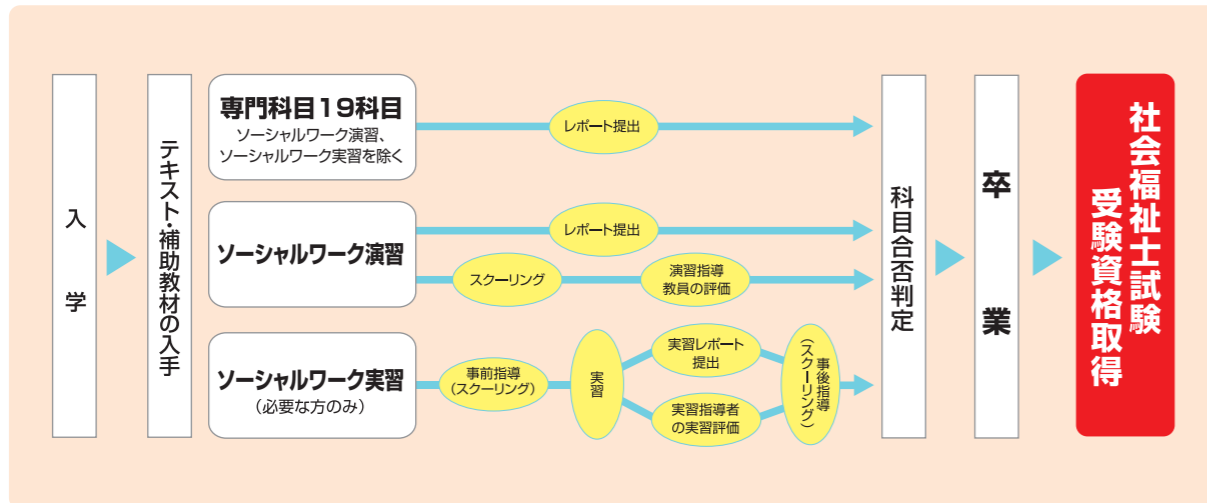


少人数制による

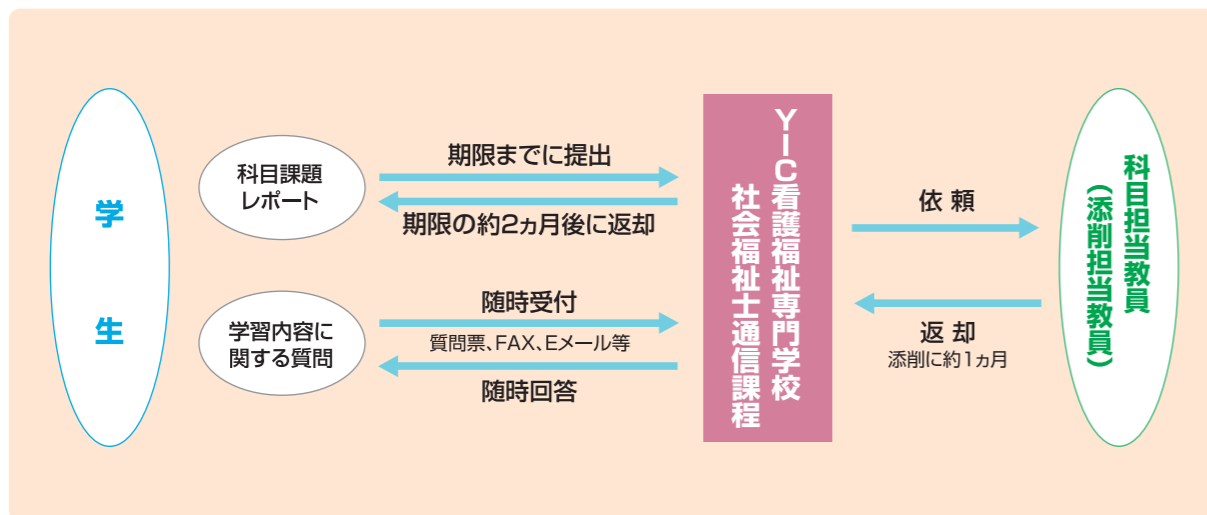
「キメ細かい指導体制」

通信教育でありながら少人数制のため受講者一人ひとりの相談や実習指導などキメ細かい指導体制で皆さんの学習をバックアップ
卒業後も、国家試験対策の勉強会を開催し、合格までをサポート

○ 学習の流れ



○ 自宅学習の流れ



【募集課程・定員】

課程	修業年限	定員	対象地域
社会福祉士通信課程	1年6ヶ月	80名	山口県 広島県 島根県 福岡県 大分県 愛媛県

社会福祉士とは

社会福祉士とは、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者(社会福祉士及び介護福祉士法第2条第1項)であり、福祉の専門職として地域や施設等で中心的役割を果たしています。

社会福祉士になるためには

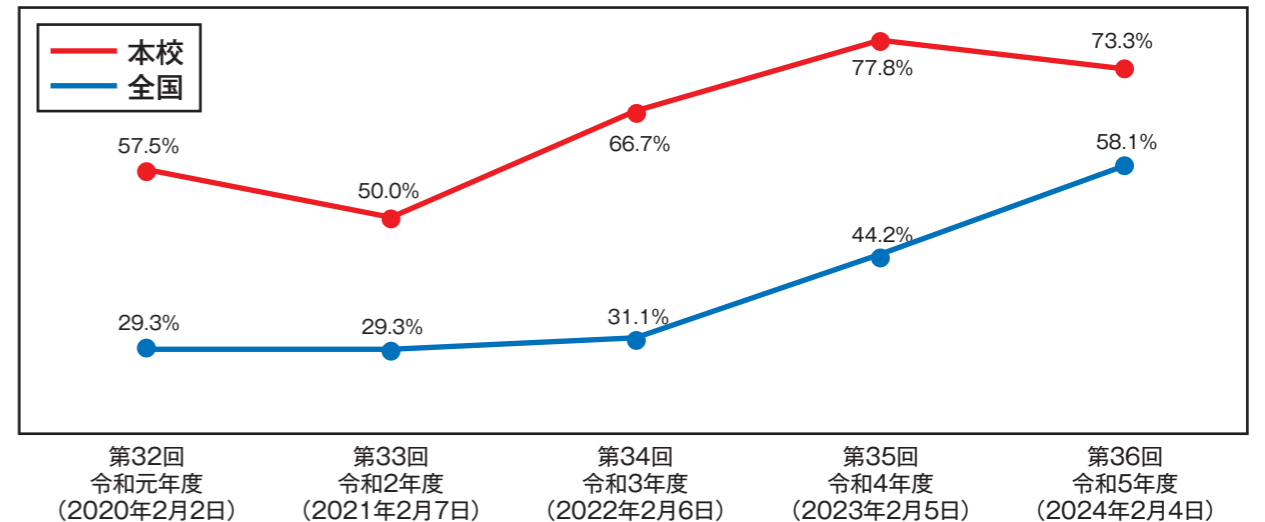
社会福祉士及び介護福祉法(昭和62年法律第30号)は、日本の社会福祉構造の変化にこたえて、社会福祉分野における初めての国家資格制度として制定されました。社会福祉士になるためには、下の図のようなルートにより国家試験に合格し、所定の登録を受ける必要があります。

YIC看護福祉専門学校の社会福祉士通信課程は、厚生労働省の指定を受けた社会福祉士一般養成施設として、卒業後には社会福祉士試験受験資格を得ることができます。

資格取得チャート



▽社会福祉士国家試験合格率



学校からのメッセージ

複雑・多様化する人々の生活課題の解決に向けて、地域の中で多くの社会福祉士がその力を発揮しています。支援を必要とする人々は、高齢者、障害者、児童等対象が異なるとともに、個人、家族、地域等範囲も様々です。生活課題を抱える人々をサポートするためには、幅広い知識や援助技術の習得が不可欠になります。

本校では、第一線で活躍されている素晴らしい講師陣による科目課題レポートの添削指導、面接授業等を通して、必要な専門知識や技術を習得することができます。また、通信課程なので働きながら学ぶことができるため、すでに福祉現場に勤めている方のスキルアップの場として、また、福祉の道へ進みたい方や関心のある方の学びの場として活用いただけます。

たくさんの卒業生が社会福祉士国家資格を取得し、地域の中で活用しています!あなたも社会福祉士を目指し、本校で一緒に学びませんか?

入学資格

一般大学等（4年制）卒業者

〔学校教育法に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして「別に定める者」〕「別に定める者」⇒12ページの「別に定める者①」参照

一般系短大等（3年制）卒業後相談援助実務1年

〔学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限る）を卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業したものを除く）その他その者に準ずるものとして「別に定める者」であって、「指定施設」において1年以上「相談援助の業務」に従事した者〕

「別に定める者」⇒13ページの「別に定める者②」参照

「指定施設」⇒14ページ～の「施設・事業等種類、実務経験として認められる職種一覧表」参照（以下同じ）

「相談援助の業務」⇒14ページ～の「施設・事業等種類、実務経験として認められる職種一覧表」参照（以下同じ）

一般系短大等（2年制）卒業後相談援助実務2年

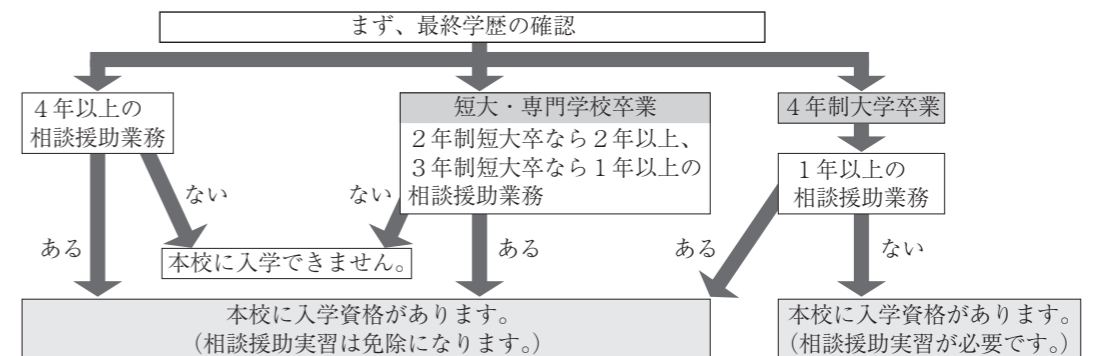
〔学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずるものとして「別に定める者」であって、「指定施設」において2年以上「相談援助の業務」に従事した者〕

「別に定める者」⇒13ページの「別に定める者③」参照

相談援助実務4年経験者

〔「指定施設」において4年以上「相談援助の業務」に従事した者〕

本校への入学資格の確認



- ・相談援助業務とは、老人福祉施設や障害者施設での相談員、支援員としての勤務を指します。
- ・特別養護老人ホームや、老人デイサービスセンターなどの「介護職」は、相談援助業務に該当しません。
- ・相談援助業務の範囲の詳細は、14ページからの「施設・事業等種類、実務経験として認められる職種一覧表」をご覧ください。
- ・受験には、短大、専門学校、大学の卒業証明書及び勤務先の実務経験証明書（実務経験がある方のみ）が必要です。
- ・また、卒業証明書の名前と、現在の名前が違う場合は、本人であることの証明（戸籍抄本の写しなど）が必要となります。

出願手続(提出書類)

	1次選考	2次選考	3次選考	4次選考	5次選考	
出願期間	2024年11月1日(金) 2024年12月13日(金)	2025年1月6日(月) 2025年1月31日(金)	2025年2月5日(水) 2025年2月28日(金)	2025年3月5日(水) 2025年3月14日(金)	2025年3月19日(水) 2025年3月31日(月)	
選考結果 通知日 (※前日に発送)	2024年12月20日(金)	2025年2月7日(金)	2025年3月7日(金)	2025年3月22日(土)	2025年4月4日(金)	
合格者が定員になり次第、締め切ります。						
出願書類		一般大学等 (第3号) 実務経験なし	一般大学等 (第3号) 実務経験1年以上あり	一般系短大等3年 (法7条第6号)	一般系短大等2年 (法7条第9号)	実務経験4年 (法7条第10号)
	① 入学願書(様式1) ※写真2枚貼り付け	○	○	○	○	○
	② 入学選考課題小論文(様式2)	○	○	○	○	○
	③ 入学要件にかかる卒業証明書又は卒業見込証明書 ・卒業証明書と氏名の違う方は本人であることを証明できる書類を添付すること ・卒業証書の写しは不可	○	○	○	○	-
	④ 受験票ハガキ(様式3)(85円切手貼付のこと)	○	○	○	○	○
	⑤ 可否通知用封筒 (指定の封筒に住所、氏名を記入し速達用として410円分の切手を貼付のこと)	○	○	○	○	○
	⑥ 実務経験申告書(様式4)	-	○	○	○	○
⑦ 実務経験証明書(個票) 施設・機関職員用(様式5-1) 施設・機関職員見込者用(様式5-2) 病院・診療所職員用(様式5-3) 病院・診療所職員見込者用(様式5-4) 市(区)町村社会福祉協議会職員用 (様式5-5) 市(区)町村社会福祉協議会職員見込者用 (様式5-6)	-	○	○	○	○	
入学選考料	10,000円 注1)注2) 振込のみ(手数料本人負担)					
振込先	山口銀行宇部支店(普) 6461325					
出願書類 提出先	本校事務 注3) (同封の封筒を使用すること)					

注1) 入学選考料を本人名義で振込のうえ出願書類一式を、同封の書留封筒にて、本校事務まで郵送してください(当日消印有効)。

注2) 本校の実習指定施設と同法人が運営する施設等の職員は、入学選考料が免除になります(7ページ、10ページ参照)。

注3) 出願はできるだけ郵送でお願いします。持参の場合は、開館時間内(平日:9時~17時、土曜:9時~13時 休館の場合もあります)ので、事前にホームページでご確認ください)をお願いします。なお、持参の場合も、出願書類を受け取るのみであり、確認まではできません。あらかじめご了承ください。

※一旦受理された入学願書等出願書類及び入学選考料は、原則として返還いたしかねます。

※選考結果の電話による問い合わせには応じかねます。

入学選考方法

書類審査及び小論文審査の方法により行うものとします。

入学金・授業料等

入 学 金	30,000円
授 業 料 注4)	280,000円
ソーシャルワーク実習指導料 注5) 注6)	120,000円

注4) 精神保健福祉士をお持ちの方及び精神保健福祉士養成施設を卒業の方は、「医学概論」、「心理学理論と心理的支援」、「社会福祉の原理と政策」、「地域福祉と包括的支援体制」の自宅学習(レポート提出)が免除となり、学費が220,000円となります。該当の方は、精神保健福祉士登録証(写)、あるいは精神保健福祉士養成施設の卒業証明書を提出して下さい。ただし、精神保健福祉学科等、四年制大学卒業のみでは免除の対象になりません。

注5) ソーシャルワーク実習を必要とする方のみ。

注6) 精神保健福祉士養成課程における「ソーシャルワーク実習」を履修、あるいは介護福祉士養成課程における「介護実習」を履修されている方は、卒業証明書、あるいは履修証明書を提出されることにより、実習指導料が10万円となります(実習時間が60時間減免となり180時間となります)。

1 合格通知到着後、1週間以内に所定の銀行振込用紙(合格通知に同封)にて、入学金及び授業料を納入してください(第5次選考合格者については、納入日が早くなります)。

なお、ソーシャルワーク実習を必要とする方は、ソーシャルワーク実習指導料も合わせて納入してください。

2 入学金及び授業料等の受理後、入学許可証を交付いたします。

3 テキスト・教材費その他個別にかかる費用等は実費負担となります。(予定:約58,000円)

4 ソーシャルワーク実習指導料には、次のものが含まれます。

- (1) ソーシャルワーク実習費
- (2) ソーシャルワーク実習調整事務手数料
- (3) ソーシャルワーク実習指導費

(当該科目のスクーリング、課題レポート判定料を含む)

5 本校入学試験に合格し、入学金、授業料の納入後に、やむを得ない事由により入学を辞退する場合、入学する年の3月31日(月)17時までに所定の手続きを行うことにより、授業料を返還いたします。(入学金及び出願書類は返還いたしかねます。)

学 期

前 期	2025年4月1日から2025年12月31日まで
後 期	2026年1月1日から2026年9月30日まで

授業・学習指導

授業は、教材及び学習のてびきを配布し、質問応答、学習課題に対する科目課題レポートの提出及び面接授業等の方法によって行われます。

自宅学習は、定められた時間数を学習のてびきに示された授業計画（P5）に従って行います。

科目課題レポート

科目課題レポートは、学習のてびきに示された学習課題によって作成し、定められた期限までに提出することによって、本校の講師陣が添削指導を行います。

スクーリング

(1) 面接授業は、学期ごとにYIC看護福祉専門学校において行います。

	前期（予定）	後期（予定）
ソーシャルワーク演習 (前後期各3日間： 土日が主)	2025年10月 2025年12月	2026年6月 2026年8月
ソーシャルワーク実習指導 (各1日：土日が主)	2025年 5月 2025年 7月 2025年 9月	2026年8月

(2) スクーリングは出席時間数のすべてを受講しなければなりません。スクーリングを欠席するとその科目は評価できなくなります。

(3) ソーシャルワーク実習が必要な方は、ソーシャルワーク実習指導の面接授業も受講しなければなりません。

学習の流れ・授業計画（予定）

学期	年	月	行事・演習等 (全学生)	ソーシャルワーク実習 (必要な方のみ)	レポート 提出数	科目名
前期	2025年	4月	入学オリエンテーション			
		5月	自宅学習開始	ソーシャルワーク実習事前指導 (スクーリング) 1日間	1科目	障害者福祉
		6月			2科目	高齢者福祉 社会福祉の原理と政策
		7月		ソーシャルワーク実習事前指導 (スクーリング) 1日間	2科目	社会福祉の原理と政策 保健医療と福祉
		8月			2科目	福祉サービスの組織と経営 ソーシャルワークの基盤と専門職(共通)
		9月		ソーシャルワーク実習事前指導 (スクーリング) 1日間	2科目	社会福祉調査の基礎 ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)
		10月	ソーシャルワーク演習 (スクーリング) 2日間		2科目	ソーシャルワーク演習(共通) 貧困に対する支援
		11月		本校指定施設での ソーシャルワーク実習 (11月～翌年7月に240時間)	2科目	ソーシャルワーク演習(専門)【前期】 ソーシャルワークの理論と方法
		12月	ソーシャルワーク演習 (スクーリング) 1日間		2科目	ソーシャルワークの理論と方法 医学概論
		1月			2科目	児童・家庭福祉 地域福祉と包括的支援体制
		2月			2科目	地域福祉と包括的支援体制 社会保障
		3月			2科目	社会保障 社会学と社会システム
4月		2科目	権利擁護を支える法制度 心理学と心理的支援			
5月		2科目	刑事司法と福祉 ソーシャルワークの理論と方法(専門)			
6月	ソーシャルワーク演習 (スクーリング) 1日間	2科目	ソーシャルワークの理論と方法(専門) ソーシャルワーク演習(専門)【後期】			
7月		1科目 (2課題)	ソーシャルワーク演習(専門)【後期】			
8月	ソーシャルワーク演習 (スクーリング) 2日間	ソーシャルワーク実習事後指導 (スクーリング) 1日間				
9月	卒業判定→卒業					
卒業後		10月	本校にて勉強会開催 (月1回程度・参加は任意) 日本ソーシャルワーク教育学校連盟 模擬試験 (10月・受験は任意)		9月初旬～10月初旬 社会福祉士国家試験 願書取り寄せ・出願受付 (社会福祉振興・試験センターに対し)	
		11月				
		12月				
		2027年	1月			
	2月	2月上旬の日曜日	社会福祉士国家試験			
	3月	合格発表(予定)	3月15日頃(本人通知及び社会福祉振興・試験センターのホームページ)			

スクーリングは、出席時間数のすべてを受講しなくてはなりません。
スクーリングを欠席すると、その科目は評価できなくなります。
ソーシャルワーク実習が必要な方は、ソーシャルワーク実習指導のスクーリングを受講しなくてはなりません。

ソーシャルワーク実習

- (1) ソーシャルワーク実習は、Y I C看護福祉専門学校が対象地域に確保する「実習指定施設」において行います。大学を卒業され、相談援助の実務経験がない、あるいは1年未満の方のみが対象です。
- 大学を卒業され「指定施設」において1年以上「相談援助の業務」に従事された後に入学する方については免除されますので、大学卒業資格で入学される場合にも必ず実務経験申告書と実務経験証明書を提出してください。
- (2) ソーシャルワーク実習を行う方は、ソーシャルワーク実習指導を合わせて履修しなければなりません。この指導においてソーシャルワーク実習の実施に支障がある場合は、実習をすることができなくなります。
- (3) ソーシャルワーク実習は、学生と実習指定施設との調整を本校で行ったうえで、2025年11月～2026年7月の間に240時間相当の実習を行います。
- また、機能の異なる2ヶ所以上の実習施設等で実習を行い、1ヶ所は180時間以上の実習を行うことを基本としています。

ソーシャルワーク実習のモデル

実習が必要な方は、入学年の11月から翌年7月までの期間に、月々の自宅学習をこなしながら240時間のソーシャルワーク実習を行う（うち、1ヶ所において最低180時間）ことになっています。

それでは、実習のモデルをご紹介します。

Aさん（市町村社会福祉協議会で60時間、障害者支援施設で180時間）

11月	12月	翌年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
	設 ・ 1 8 0 時 間				60 時 間			

Bさん（特別養護老人ホームで180時間、地域包括支援センターで60時間）

11月	12月	翌年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
	1 ム ・ 1 8 0 時 間						ン タ ー ・ 6 0 時 間	

※180時間（1日実働8時間で23日間の実習）

60時間（1日実働8時間で8日間の実習）

※これらは一般的なモデルです。

※土日祝日のみでの実習は困難です。

※実際の実習期間、時期等につきましては、入学後実習指導教員と協議したうえで決定します。

※入学前に詳しいことをお知りになりたい方は、本校実習指導教員までご相談ください。

受験料が免除になる社会福祉法人等の一覧

(2024年8月現在)

() は当該法人が経営する主な施設

下関市	† 社会福祉法人 じねんじょ (じねんじょ)
	† 社会福祉法人 祥寿園 (寿海荘)
	† 医療法人 水の木会 (介護老人保健施設 豊松苑)
宇部市	† 社会福祉法人 高嶺会 (高嶺園)
山口市	† 社会福祉法人 山口市社会福祉協議会
	† 社会福祉法人 相清福祉会 (梅光苑)
	† 社会福祉法人 正清会 (白松苑)
	† 山口県社会福祉事業団 (山口県みほり学園)
	† 社会福祉法人 吉敷愛児園 (子ども発達支援センター愛)
	† 更生保護法人 山口更生保護会 (ひまわり寮)
	† 社会福祉法人 るりがくえん (るりがくえん)
	† 社会福祉法人 ふしの学園 (宮野の里・ふしのエコ事業所)
萩市	† 社会福祉法人 萩市社会福祉事業団 (かがやき)
防府市	† 有限会社 楽さん家 (みらくる楽さん家、新田の楽さん家)
	† 株式会社 ケアバディ (ケアプランセンターえびすや)
	† 社会福祉法人 ひとつの会 (防府北地域包括支援センター)
	† 社会福祉法人 防府市社会福祉事業団 (防府市大平園)
	† 社会福祉法人 蓬萊会 (ゆうあい)
	† 社会福祉法人 防府海北園 (防府海北園)
下松市	† 社会福祉法人 松星苑 (しょうせい苑)
	† 社会福祉法人 下松市社会福祉協議会
	† 社会福祉法人 幸洋福祉会 (松寿苑)
光市	† 社会福祉法人 光市社会福祉協議会
	† 社会福祉法人 光富士白苑 (光富士白苑)
	† 社会福祉法人 ひかり苑 (ひかり苑)
長門市	† 社会福祉法人 永久会 (あけぼの園)
周南市	† 財団法人 周南市医療公社 (周南市立新南陽市民病院)
	† 独立行政法人 地域医療機能推進機構 (徳山中央病院)
	† 社会福祉法人 共楽園 (共楽養育園)
山陽小野田市	† 社会福祉法人 長寿会 (長寿園)
平生町	† 社会福祉法人 平生町社会福祉協議会
岩国市	† 社会福祉法人 はるか (ライクホームはるか)
島根県益田市	† 社会福祉法人 益田市社会福祉協議会
島根県鹿足郡吉賀町	† 社会福祉法人 吉賀町社会福祉協議会
	† 鹿足郡養護老人ホーム組合 (銀杏寮)
島根県松江市	† 松江市社会福祉協議会

社会福祉士を目指す皆さまのズバリ! こんな不安にお答えします!

面接授業の欠席やレポート提出困難（休学）となった場合も、所定の手続きを行うことにより、次年度に限り継続履修が可能です。在籍中も、卒業後も専任の教員がバックアップしますので、安心してください。

入学後のこと

卒業できるか心配です…



スクーリングの日程は?

入学時、当該年度のスクーリングの日程をお示しします。基本的に、スクーリングは土日に開講されます（演習・実習指導スクーリングとも）。1年半の就学期間で、演習のみのスクーリングで6日間、実習が必要な方はプラス4日間あります。



学費が心配ですが…。補助とかないのですか？



学費のこと

本校の通信課程は、厚生労働省の「教育訓練給付制度指定講座」ですので、要件を満たした方が入学の場合、住所地を管轄するハローワークで所定の手続きをすることで、学費の一部が支給されます。（入学前に申請が必要です）

一定の要件を満たした場合は、追加給付を含めると校納金の7割が支給されます。

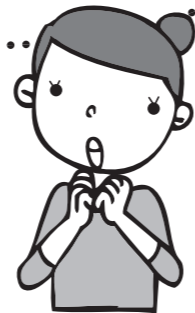
申請に必要な書類は、その都度学校が発行します。スクーリングの際に説明会を開き、円滑に手続きができるようサポートしています。



私の住んでいる近所に、実習施設がないのですが…

ソーシャルワーク実習では、実習先に、「社会福祉士の資格取得後、3年以上相談援助業務に従事した経験があり、かつ社会福祉士実習指導者講習会を受講修了した者」がいなければなりません。つまり、どこの社会福祉施設でも実習OK!というわけではないのです。

本校では、入学後すぐ（4月）、実習に関する意向調査を行います（アンケート形式、実習が必要な方のみ）。それを踏まえ、ソーシャルワーク実習指導の最初のスクーリング（5月）で、具体的に実習先を選定していく面談を行います。あなたの希望により、あなたのお住まいの地域に、実習指導者がいらっしゃる施設をお探しすることも可能です。



卒業後の学習が心配ですが…。国家試験まで、ひとりで勉強しなきゃいけないの？



卒業後のこと

卒業後、毎月1回の割合で、国家試験に向けての勉強会を本校で行っています。過去問（主に事例問題など）を中心とし、卒業生と一緒に「合格」という最大の目標に向かう機会を設定し、本校もお手伝いさせていただいています。

各種制度が利用できます

◆Y I Cグループ学校生入学金免除制度

Y I Cグループの専門学校全日制課程に在籍の方が入学した場合、入学金を免除します。

◆実習指定施設職員等入学選考料免除制度

本課程の実習指定施設として厚生労働省の認可を受けている施設と同法人に所属する職員（職種は問いません）が出願した場合、入学選考料を免除します。該当者は実務経歴証明書を提出してください。

◆教育訓練給付制度指定講座

本課程は教育訓練制度の講座として厚生労働省より指定を受けています。制度についての概要は、住所地を管轄するハローワークにお問い合わせください。

専門実践教育訓練給付制度の概要（厚生労働省）

教育訓練給付制度は、雇用保険の一般被保険者又は一般被保険者であった方が、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として厚生労働大臣が指定した教育訓練を受講し、修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一部を公共職業安定所（ハローワーク）から支給する制度です。この制度を利用されるためには、受講者側が**一定の条件**を満たしており、**受講前に申請手続きをしておく必要があります**。詳しくは住所地を管轄するハローワークにお問い合わせください。

〈支給内容〉

専門実践教育訓練	
支給額 ※2 (受講者が支払った訓練経費×右欄の割合)	50% (受講修了日から1年以内に資格取得等し、かつ、被保険者として雇用された又は雇用されている場合等には20%を追加支給)
支給額の上限	40万円/年 (上記20%の追加支給を受けた場合にあっては56万円/年)
支給期間	原則2年 (資格につながる場合は最長3年)

※1 一定の条件とは

① 雇用保険の被保険者

専門実践教育訓練の受講を開始した日に雇用保険の被保険者の方のうち、**支給要件期間***が3年以上*ある方

② 雇用保険の被保険者であった方

受講開始日に被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日(離職日の翌日)以降、受講開始日までが1年以内(適用対象期間の延長*)が行われた場合には最大20年以内)であり、かつ支給要件期間が3年以上*である方

※ 上記①、②とも、当分の間、初めて教育訓練給付の支給を受けようとする方については支給要件期間が2年以上であれば可(平成26年10月1日前に教育訓練給付を受給した場合は、その受給に係る受講開始日から今回の受講開始日まで、通算して2年以上の被保険者期間が必要)。

※2 訓練経費とは

申請者自らが教育訓練施設に対して支払った入学金及び受講料の合計。

本校では入学金・授業料・必須教材等が対象。

◎修業年限（1年6ヶ月）である令和8年9月に卒業見込の方が受給対象です。

休学や面接授業欠席等により卒業が延期となった場合は、受給対象外となります。

専門実践教育訓練給付金制度について

要件を満たしている方は、所定の手続きを行うことにより、学校に支払った教育訓練経費（入学金・学費・必須テキスト代）のうち、**最大7割**（約31万円）がハローワークより支給されます。

指定講座番号について

ソーシャルワーク実習の有無により番号が異なります。

ソーシャルワーク実習が必要な方(大卒・実務なし)・・・3510002-1420031-8

ソーシャルワーク実習が免除の方・・・3510002-2020011-2

【支給要件確認について】

要件を満たしているかどうか確認したい場合は、住居所を管轄するハローワークの窓口にある「教育訓練給付金支給要件照会票」に必要事項を記入し、本人確認書類を提示することで確認（回答書交付）できます。

その際、**本人の雇用保険番号が必要**となります。

【手続きについて】

1. 受講前手続き

原則として、受講開始日（令和7年4月26日）の2週間前までに、住居所を管轄するハローワークにて「訓練前キャリアコンサルティング」を受け、ジョブカード等を作成し、提出する必要があります。

手続きの際は、本人の雇用保険番号や本人確認書類等が必要となります。本校に出願される前に、給付金の手続きをすることも可能です。

2. 受講中・修了時手続き

受講開始日から6か月ごと、すなわち合計3回、申請手続きを行うことにより、教育訓練経費の5割が支給されます。

領収書や受講証明書等の必要な書類は、その都度学校が発行し、お送りします。

詳しい内容は、前期（10月）、並びに後期（8月）のスクーリングで説明します。

3. 追加給付手続き

本課程を修了後、すぐに社会福祉士国家試験に合格し、かつ修了した日の1年以内に被保険者として雇用された（雇用されている）場合は、指定期間内に手続きをすることで、さらに2割の追加給付金を受給することができます。

【参考資料】

別に定める者①（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条の2第3項）

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院の課程を修了した者
- (2) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成15年法律第114号）による独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士、修士又は博士の学位を授与された者（旧国立学校設置法（昭和24年法律第150号）による大学評価・学位授与機構により学士、修士又は博士の学位を授与された者を含む。）
- (3) 学校教育法による専修学校の専門課程又は各種学校（同法第90条第1項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限4年以上のものに限る。）を卒業した者
- (4) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
- (5) 旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を卒業した者
- (6) 旧高等師範学校規程（明治27年文部省令第11号）による高等師範学校専攻科を卒業した者
- (7) 旧師範教育令（昭和18年勅令第109号）による高等師範学校又は女子高等師範学校の修業年限1年以上の研究科を修了した者
- (8) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中学校若しくは高等女学校を卒業した者又は旧専門学校入学者検定規程（大正13年文部省令第22号）により、これと同等以上の学力を有するものと検定された者を入学資格とする旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（以下「専門学校」という。）で修業年限（予科の修業年限を含む。以下この号において同じ。）5年以上の専門学校を卒業した者又は修業年限4年以上の専門学校を卒業し修業年限4年以上の専門学校に置かれる修業年限1年以上の研究科を修了した者
- (9) 防衛省設置法（昭和29年法律第164号）による防衛大学校又は防衛医科大学校を卒業した者
- (10) 国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成11年法律第191号）による国立研究開発法人水産研究・教育機構を卒業した者（旧水産庁設置法（昭和23年法律第78号）による水産講習所、平成13年4月1日以前の農林水産省組織令（平成12年政令第253号）による水産大学校（昭和59年7月1日以前の農林水産省設置法（昭和24年法律第153号）による水産大学校及び平成13年1月6日以前の農林水産省組織令（昭和27年政令第389号）による水産大学校を含む。）及び旧独立行政法人水産大学校法（平成11年法律第191号）による独立行政法人水産大学を卒業した者を含む。）
- (11) 国土交通省組織令（平成12年政令第255号）による海上保安大学校（昭和59年7月1日以前の海上保安庁法（昭和23年法律第28号）による海上保安大学校及び平成13年1月6日以前の運輸省組織令（昭和59年政令第175号）による海上保安大学校を含む。）を卒業した者
- (12) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発総合大学校の長期課程を修了した者（旧職業訓練法（昭和33年法律第133号）による中央職業訓練所又は職業訓練大学校の長期指導員訓練課程を修了した者、職業訓練法の一部を改正する法律（昭和60年法律第56号）による改正前の職業訓練法（昭和44年法律第64号。以下「新職業訓練法」という。）による職業訓練大学校の長期指導員訓練課程を修了した者、職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成4年法律第67号）による改正前の職業能力開発促進法（以下「旧職業能力開発促進法」という。）による職業訓練大学校の長期課程を修了した者及び職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正す

る法律（平成9年法律第45号）による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校の長期課程を修了した者を含む。）

- (13) 国土交通省組織令による気象大学校（昭和59年7月1日以前の運輸省設置法（昭和24年法律第157号）による気象大学校及び平成13年1月6日以前の運輸省組織令による気象大学校を含む。）の大学部を卒業した者

別に定める者②（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条の2第6項）

- (1) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校の専攻科（修業年限3年以上のものに限る。）、特別支援学校の専攻科（修業年限3年以上のものに限る。）、専修学校の専門課程又は各種学校を卒業した者（夜間において授業を行う専攻科、学科若しくは課程又は通信による教育を行う課程を卒業した者を除く。）
- (2) 職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校の専門課程（訓練期間3年以上のものに限る。）若しくは応用課程、職業能力開発大学校の専門課程（訓練期間3年以上のものに限る。）若しくは応用課程又は職業能力開発短期大学校の専門課程（訓練期間3年以上のものに限る。）を修了した者（旧職業能力開発促進法による職業訓練短期大学校の専門課程（訓練期間3年以上のものに限る。）を修了した者を含む。）

別に定める者③（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条の2第9項）

- (1) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校の専攻科（修業年限2年以上のものに限る。）、特別支援学校の専攻科（修業年限2年以上のものに限る。）、専修学校の専門課程又は各種学校を卒業した者
- (2) 職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発短期大学校の専門課程を修了した者（新職業訓練法による職業訓練短期大学校の専門訓練課程又は特別高等訓練課程を修了した者及び旧職業能力開発促進法による職業訓練短期大学校の専門課程を修了した者を含む。）

施設・事業等種類、実務経験として認められる職種一覧表

※第37回社会福祉士国家試験「受験の手引」(2024年8月発行)からの抜粋です。

ア 指定施設における相談援助の業務の範囲

次の施設・事業において福祉に関する相談援助の業務に従事した者は、社会福祉士の実務経験を有するものと認められます。

児童分野		施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	
児童相談所		児童福祉司	児童福祉司	
		受付相談員	受付相談員	
		相談員	相談員	
		電話相談員	電話相談員	
		児童心理司	児童心理司	
		児童指導員	児童指導員	
		保育士	保育士	
		母子生活支援施設	母子生活支援施設	母子支援員、母子指導員 少年指導員(少年を指導する職員) 個別対応職員
		児童養護施設	児童養護施設	児童指導員 保育士 個別対応職員 家庭支援専門相談員 職業指導員 里親支援専門相談員
		障害児入所施設 ・児童発達支援センター(障害児通所支援事業)	障害児入所施設 ・児童発達支援センター(障害児通所支援事業)	★児童指導員(※2) ★保育士(※3) 心理担当職員 児童発達支援管理責任者
知的障害児施設 ・知的障害児施設 ・自閉症児施設(第一種、第二種)	知的障害児施設 ・知的障害児施設 ・自閉症児施設(第一種、第二種)	★児童指導員(※2) ★保育士(※3)		
知的障害児通園施設	知的障害児通園施設	★児童指導員(※2) ★保育士(※3)		
盲ろうあ児施設 ・盲児施設 ・ろうあ児施設 ・難聴幼児通園施設	盲ろうあ児施設 ・盲児施設 ・ろうあ児施設 ・難聴幼児通園施設	★児童指導員(※2) ★保育士(※3)		
肢体不自由児施設 ・肢体不自由児施設 ・肢体不自由児通園施設 ・肢体不自由児療養施設	肢体不自由児施設 ・肢体不自由児施設 ・肢体不自由児通園施設 ・肢体不自由児療養施設	★児童指導員(※2) ★保育士(※3)		
児童心理治療施設 (旧:情緒障害児短期治療施設)	児童心理治療施設 (旧:情緒障害児短期治療施設)	児童指導員 保育士 個別対応職員 家庭支援専門相談員		
重症心身障害児施設	重症心身障害児施設	★児童指導員(※2) ★保育士(※3) 心理指導員(心理指導を担当する職員)		
児童自立支援施設	児童自立支援施設	児童自立支援専門員 児童生活支援員 個別対応職員 家庭支援専門相談員 職業指導員		
児童家庭支援センター	児童家庭支援センター	相談員 (児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行う職員)		
障害児通所支援事業 (児童発達支援センターを除く)	児童発達支援事業を行う施設	★指導員(※1) ★児童指導員(※2) ★保育士(※3) 児童発達支援管理責任者 機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)	★指導員(※1) ★児童指導員(※2) ★保育士(※3) 児童発達支援管理責任者 機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)	
		★児童指導員(※2) ★保育士(※3) 児童発達支援管理責任者 機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)	★児童指導員(※2) ★保育士(※3) 児童発達支援管理責任者 機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)	
		★訪問支援員(※1) (保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る) 児童発達支援管理責任者	★訪問支援員(※1) (保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る) 児童発達支援管理責任者	
	医療型児童発達支援事業を行う施設	★指導員(※1) ★児童指導員(※2) ★保育士(※3) 児童発達支援管理責任者 機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)	★指導員(※1) ★児童指導員(※2) ★保育士(※3) 児童発達支援管理責任者 機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)	
		★訪問支援員(※1) (保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る) 児童発達支援管理責任者	★訪問支援員(※1) (保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る) 児童発達支援管理責任者	
	放課後等デイサービス事業を行う施設	★指導員(※1) ★児童指導員(※2) ★保育士(※3) 児童発達支援管理責任者 機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)	★指導員(※1) ★児童指導員(※2) ★保育士(※3) 児童発達支援管理責任者 機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)	
		★訪問支援員(※1) (保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る) 児童発達支援管理責任者	★訪問支援員(※1) (保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る) 児童発達支援管理責任者	
	居宅訪問型児童発達支援事業を行う施設	★訪問支援員(※1) (保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る) 児童発達支援管理責任者	★訪問支援員(※1) (保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る) 児童発達支援管理責任者	
		★訪問支援員(※1) (保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る) 児童発達支援管理責任者	★訪問支援員(※1) (保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る) 児童発達支援管理責任者	
	障害児相談支援事業	障害児相談支援事業	相談支援専門員	
乳児院	乳児院	児童指導員 保育士 個別対応職員 家庭支援専門相談員 里親支援専門相談員		
指定発達支援医療機関 ・肢体不自由児施設支援 ・重症心身障害児施設支援 国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの	指定発達支援医療機関 ・肢体不自由児施設支援 ・重症心身障害児施設支援 国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの	★児童指導員(※2) ★保育士(※3)		
児童自立生活援助事業を行っている施設	児童自立生活援助事業を行っている施設	相談援助業務を行っている指導員		
地域子育て支援拠点事業を行っている施設	地域子育て支援拠点事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員		
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	小児慢性特定疾病児童等自立支援員		

施設・事業等種類、実務経験として認められる職種一覧表(続き)

その他	利用者支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
	児童デイサービス事業(障害児通園事業)	相談援助業務を行っている職員(相談員)
	地域生活支援事業(障害児等療育支援事業を行っている施設)	相談援助業務を行っている職員
	心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行っている職員
	子育て短期支援事業(短期入所生活援助事業、夜間養護等事業) ・乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、及び保育所等において実施する事業	相談援助業務を行っている職員
	重症心身障害児(者)通園事業を行っている施設	★児童指導員(※2) ★保育士(※3)
	スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー
子ども家庭総合支援拠点	相談援助業務を行っている職員	
「医療的ケア児等とその家族への支援」を行っている事業所	医療的ケア児等コーディネーター	

(※1)「指導員、訪問支援員」のうち、「介護等の業務を行う指導員、訪問支援員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)

(※2)「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)

(※3)「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)

(※4)「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行う障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)

なお、「障害福祉サービス経験者」とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)第66条第1項第1号に定める障害福祉サービス経験者(高等学校の卒業生等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者)をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいいます。

★印の職種のうち、介護福祉養成施設等を卒業した経過措置対象者(期限付き介護福祉士登録者)が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行うとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

高齢者分野			施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
介護保険法	介護保険施設	指定介護老人福祉施設	生活相談員	生活相談員
			介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)	支援相談員
		介護老人保健施設	相談指導員	相談指導員
			介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)
	介護医療院	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)	
		指定介護療養型医療施設	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)
	地域包括支援センター			包括的支援事業に係る業務を行う職員(※5) (保健師、主任介護支援専門員等)
	指定特定施設入居者生活介護を行う施設 (指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設を含む)			生活相談員 計画作成担当者
	指定通所介護を行う施設 (基準該当通所介護を行う施設 指定地域密着型通所介護を行う施設 指定介護予防通所介護を行う施設 基準該当介護予防通所介護を行う施設 第一号通所事業を行う施設(※6) 指定認知症対応型通所介護を行う施設 指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設を含む)			生活相談員
	指定短期入所生活介護を行う施設 (基準該当短期入所生活介護を行う施設 指定介護予防短期入所生活介護を行う施設 基準該当介護予防短期入所生活介護を行う施設を含む)			生活相談員
指定通所リハビリテーションを行う施設 (指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る			支援相談員	
指定短期入所療養介護を行う施設 (指定介護予防短期入所療養介護を行う施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る			支援相談員	
指定巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設			オペレーター	
指定夜間対応型訪問介護を行う施設			オペレーションセンター従業者	
指定小規模多機能型居宅介護を行う施設 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設を含む)			介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)	
指定認知症対応型共同生活介護を行う施設 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設を含む)			介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)	
指定複合型サービスを行う施設			介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)	
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設			生活相談員	
居宅介護支援事業を行っている事業所			介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)	
介護予防支援事業を行っている事業所			担当職員	
第一号介護予防支援事業を行っている事業所			担当職員	

(※5)「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。

(※6)「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。

高齢者分野			施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
老人福祉法	養護老人ホーム	生活相談員	生活相談員	
		特別養護老人ホーム (地域密着型特別養護老人ホームを含む)	生活相談員	
		軽費老人ホーム (都道府県型軽費老人ホーム 型別A型、B型を含む)	生活相談員	
	老人福祉センター (特A型、A型、B型)	相談・指導を行う職員		
	老人短期入所施設	生活相談員		
	老人デイサービスセンター	生活相談員		
	老人介護支援センター (在宅介護支援センター)	相談援助業務を行っている職員		
	有料老人ホーム	生活相談員		
	高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている相談員		
	生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター)	生活援助員		
高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 ・高齢者世話付住宅(シルバーハウジング) ・多くの高齢者が居住する集合住宅等において実施する事業	相談援助業務を行っている生活援助員			
サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行っている職員			

施設・事業等種類、実務経験として認められる職種一覧表（続き）

障害者分野		施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	
身体障害者 福祉法	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司	身体障害者福祉司	
		心理判定員 職能判定員 ケース・ワーカー	心理判定員 職能判定員 ケース・ワーカー	
	身体障害者福祉センター 〔身体障害者福祉センター（A型、B型） 在宅障害者デイサービス施設（身体障害者デイサービスセンター） 障害者更生センター〕	身体障害者に関する相談に応ずる職員		
	点字図書館	相談援助業務を行っている職員		
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員 （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	精神保健福祉相談員 （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	
		精神保健福祉士 （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員） 精神科ソーシャルワーカー （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員） 心理判定員 （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	精神保健福祉士 （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員） 精神科ソーシャルワーカー （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員） 心理判定員 （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	
知的障害者福祉法	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司 心理判定員 職能判定員 ケース・ワーカー	知的障害者福祉司 心理判定員 職能判定員 ケース・ワーカー	
		★生活支援員（※7） 就労支援員 サービス管理責任者	★生活支援員（※7） 就労支援員 サービス管理責任者	
障害者総合支援法	障害者支援施設	★生活支援員（※7） 就労支援員 サービス管理責任者	★生活支援員（※7） 就労支援員 サービス管理責任者	
		★指導員（※7） 管理人	★指導員（※7） 管理人	
	地域活動支援センター	★指導員（※7）	★指導員（※7）	
	福祉ホーム	管理人	管理人	
	基幹相談支援センター	相談援助業務を行っている職員	相談援助業務を行っている職員	
	身体障害者更生支援施設	身体障害者更生施設 〔肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設 聴覚・言語障害者更生施設 内部障害者更生施設〕	★生活支援員（※7）	★生活支援員（※7）
		身体障害者療養施設	★生活支援員（※7）	★生活支援員（※7）
		身体障害者授産施設 （入所、通所、小規模通所） 身体障害者福祉工場	★生活支援員（※7） ★指導員（※7）	★生活支援員（※7） ★指導員（※7）
	精神障害者社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設	精神保健福祉士	精神保健福祉士
		精神障害者授産施設 （入所、通所、小規模通所）	精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員	精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員
		精神障害者福祉工場	精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員	精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員
	精神障害者福祉ホーム	管理人	管理人	
	知的障害者支援施設	知的障害者更生施設 （入所、通所）	★生活支援員（※7）	★生活支援員（※7）
		知的障害者授産施設 （入所、通所、小規模通所） 知的障害者通所寮	★生活支援員（※7） ★生活支援員（※7）	★生活支援員（※7） ★生活支援員（※7）
	障害福祉サービス事業	生活介護を行う施設	★生活支援員（※7） サービス管理責任者	★生活支援員（※7） サービス管理責任者
		自立訓練を行う施設 （機能訓練、生活訓練）	★生活支援員（※7） サービス管理責任者	★生活支援員（※7） サービス管理責任者
		就労移行支援を行う施設 （認定就労移行支援を含む）	★生活支援員（※7） 就労支援員 サービス管理責任者	★生活支援員（※7） 就労支援員 サービス管理責任者
		就労継続支援を行う施設 （A型、B型）	★生活支援員（※7） サービス管理責任者	★生活支援員（※7） サービス管理責任者
		就労定着支援を行う施設	就労定着支援員 サービス管理責任者	就労定着支援員 サービス管理責任者
		自立生活援助を行う施設	地域生活支援員 サービス管理責任者	地域生活支援員 サービス管理責任者
療養介護を行う施設		相談援助業務を行っている職員	相談援助業務を行っている職員	
短期入所を行う施設 〔身体障害者短期入所事業 知的障害者短期入所事業を含む〕		相談援助業務を行っている職員	相談援助業務を行っている職員	
重度障害者等包括支援を行う施設		相談援助業務を行っている職員	相談援助業務を行っている職員	
共同生活介護を行う施設 〔精神障害者グループホーム 知的障害者グループホームを含む〕		相談援助業務を行っている職員	相談援助業務を行っている職員	
一般相談支援事業所	相談支援専門員	相談支援専門員		
特定相談支援事業所	相談支援専門員	相談支援専門員		
相談支援事業を行う施設	相談支援専門員	相談支援専門員		
身体障害者自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	相談援助業務を行っている職員		
地域生活支援事業	日中一時支援事業を行っている施設 障害者相談支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員 相談援助業務を行っている職員		
のぞみ のぞみ園	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設 「のぞみ園」	相談援助業務を行っている指導員 相談援助業務を行っているケース・ワーカー	相談援助業務を行っている指導員 相談援助業務を行っているケース・ワーカー	
	発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員 就労支援を担当する職員	相談支援を担当する職員 就労支援を担当する職員	

（※7）「生活支援員、指導員」のうち、「介護等の業務を行う生活支援員、生活指導員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）
★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者（期限付き介護福祉士登録者）が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行うおとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

施設・事業等種類、実務経験として認められる職種一覧表（続き）

促進等者に関する法律	広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー
	地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー 職場適応援助者
安定法	障害者雇用支援センター	障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員 主任就業支援担当者 就業支援担当者 主任職場定着支援担当者 生活支援担当職員
	障害者就業・生活支援センター	
その他	公共職業安定所	
	知的障害者福祉工場	相談援助業務を行っている指導員
	聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行っている職員
	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター 地域移行推進員
	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター 地域移行推進員
	精神障害アウトリーチ推進事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）
	アウトリーチ事業、アウトリーチ支援に係る事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）
	第1号職場適応援助者助成金または訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修または訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職員適応援助を行っている者
訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者	

その他の分野		施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
地域保健法	保健所		精神保健福祉相談員 （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員） 精神保健福祉士 （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員） 精神科ソーシャルワーカー （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員） 心理判定員 （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）
			相談員（医療ソーシャルワーカー等） 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動
医療法	病院・診療所		退院後生活環境相談員
			生活指導員
生活保護法	救護施設 更生施設		生活指導員
		授産施設	指導員 （作業指導員、職業指導員を除く）
自立生活困窮者	宿所提供施設		指導員 （作業指導員、職業指導員を除く）
		被保護者就労支援事業を行っている事業所	就労支援員
社会福祉法	日常生活支援居施設		生活支援員 生活支援提供責任者 主任相談支援員
			相談支援員 就労準備支援担当者 就労支援員
	福祉事務所	生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関	相談支援員
		生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所	就労準備支援担当者 就労支援員
		生活困窮者就労準備支援事業を行う事業者	家計改善支援員（家計相談支援員を含む） 査察指導員（指導監督を行う職員） 身体障害者福祉司（指導監督を行う職員） 知的障害者福祉司（指導監督を行う職員） 老人福祉指導主事（指導監督を行う職員） 現業員・ケースワーカー 家庭児童福祉主事 家庭相談員 面接相談員
			母子・父子自立支援員、母子相談員
			「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3（1）に規定する就労支援事業に従事する就労支援員
			生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員
		隣保館	相談援助業務を行っている指導職員
		都道府県社会福祉協議会	専門員（ ） 相談援助業務を行っている職員 （主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る。）
市（特別区を含む）町村社会福祉協議会	福祉活動専門員 相談援助業務を行っている職員 （主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る。）		
母子健康法	母子健康包括支援センター	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員	
	産後ケア事業を実施する施設	相談に応ずる職員	
配偶者暴力防犯法	配偶者暴力相談支援センター	女性相談支援員	
	母子及び父子福祉センター	母子及び父子の相談を行う職員	
刑事施設法	刑事施設	刑務官 法務教官 法務技官（心理） 福祉専門官	
	少年院	法務教官 法務技官（心理） 福祉専門官	
少年鑑別法	少年院	法務教官 法務技官（心理） 福祉専門官	
	少年鑑別所	法務教官 法務技官（心理）	
更生保護法	更生保護委員会	保護観察官 社会復帰調整官	
	保護観察所	保護観察官 社会復帰調整官	
更生保護法	更生保護施設	補導主任 補導員 福祉職員 薬物専門職員	

社会福祉士通信課程入学願書

受験番号	
------	--

フリガナ		性別		写 真 ② (正面上半身脱帽) 最近3カ月以内) 縦4cm×横3cm のりづけしてください。
氏 名		男・女		
生年月日		昭和・平成 年 月 日 (歳)		
フリガナ				
現住所		〒 ☎自宅() - 携帯 - メールアドレス		
現在の勤務先	名称(法人名も)	施設(事業)等種類		
		職種		
所在地	〒	☎ () -		
※ 入学資格	1 <input type="checkbox"/> 大学等卒業 <input type="checkbox"/> 実務あり <input type="checkbox"/> 実務なし <input type="checkbox"/> 実習240時間 <input type="checkbox"/> 実習180時間※	2 <input type="checkbox"/> 3年制短大等 卒業ののち、 実務1年以上	3 <input type="checkbox"/> 2年制短大等 卒業ののち、 実務2年以上	4 <input type="checkbox"/> 実務4年以上 [最終学歴を問わず実務経験が4年以上ある方は該当]
最終学歴	(最終学歴欄には、入学資格に係るものを記入すること)			※ソーシャルワーク実習あるいは介護実習を履修済の方は180時間 詳細はP3を参照
	大学 短期大学 学校	学部 学科 (年制)	課 昼間 夜間 通信	

フリガナ	男・女		※ 入学資格	写 真 ① (正面上半身脱帽) 最近3カ月以内) 縦4cm×横3cm のりづけしてください。
氏 名	歳			
フリガナ				
現住所	〒 ☎自宅() - 携帯 - -			
勤務先(法人名も)				<input type="checkbox"/> 大学卒業 <input type="checkbox"/> 実務あり <input type="checkbox"/> 実務なし <input type="checkbox"/> 実習240時間 <input type="checkbox"/> 実習180時間※ <input type="checkbox"/> 3年制短大等卒業ののち、実務1年以上 <input type="checkbox"/> 2年制短大等卒業ののち、実務2年以上 <input type="checkbox"/> 実務4年以上

※印の箇所はを✓でチェックしてください。
(裏面も記入のこと)

施設・事業等種類、実務経験として認められる職種一覧表(続き)

司法判	家庭裁判所	家庭裁判所調査官
労働 保険 法 害	労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員
に 対 難 病 相 談 支 援 中 心 等	難病相談支援センター	難病相談支援員
に 関 す る 成 年 後 見 制 度 等	「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関	相談援助業務を行っている職員
その他	母子家庭等就業・自立支援センター事業、一般市等就業・自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員
	母子・父子自立支援プログラム策定事業	母子・父子自立支援プログラム策定員
	就業支援専門員配置等事業	就業支援専門員
	地域福祉センター	相談援助業務を行っている職員
	就労支援事業を行っている事業所 (自立支援プログラム策定実施推進事業) (実施要領に規定する事業)	就労支援員
	ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター その他相談援助業務を行っている職員
	地域生活定着支援センター	相談援助業務を行っている職員
	ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	相談援助業務を行っている相談員
	ホームレス自立支援センター	生活相談指導員
	東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員
	被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員
	自立相談支援機関(自立相談支援モデル事業) 家計相談支援モデル事業を行っている事業所	主任相談支援員 相談支援員 就労支援員 家計相談支援員
	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター
	地域若者サポートステーション	相談援助業務を行っている職員
	子ども・若者総合相談センター	相談援助業務を行っている職員
厚生労働大臣が個別に認めた施設	相談援助業務を行っている相談員	

※ 上記「指定施設等における相談援助の業務の範囲」に具体的に示されたもの以外の施設で、福祉に関する相談援助の業務を行っている相談員は、厚生労働大臣が個別に認める場合があります。
※ 以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象になります。

5 現在廃止事業の分野	
施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
重度身体障害者更生援護施設	生活支援員 生活指導員
身体障害者福祉ホーム	管理人
精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員
経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行っている施設(障害者自立支援法地域生活支援事業)(平成18年10月～19年3月)	相談援助業務を行っている職員
精神障害者退院促進支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員
知的障害者デイサービスセンター	指導員 生活指導員 相談援助業務を行っている職員
知的障害者福祉ホーム	管理人
身体障害者相談支援事業(市町村障害者生活支援事業) (身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉センター、 身体障害者デイサービスセンター等において実施する事業) 障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業(療育等支援施設事業) (知的障害児施設、知的障害児通園施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、 難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、肢体不 自由児通園施設、重症心身障害児施設、知的障害者更生施設、知的障害 者授産施設において実施する事業)	相談援助業務を行っている職員
障害者デイサービスを行う施設(障害者自立支援法障害福祉サービス事業) (身体障害者デイサービス事業 知的障害者デイサービス事業を含む)	相談援助業務を行っている職員
経過的デイサービス事業を行っている施設(障害者自立支援法地域生活支援事業)(平成18年10月～19年3月)	相談援助業務を行っている職員
「障害者110番」運営事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員
知的障害者生活支援事業 (知的障害者通動寮 知的障害者更生施設 知的障害者授産施設 障害者能力開発施設において実施する事業)	相談援助業務を行っている職員
高齢者住宅等安心確保事業 (高齢者世話付住宅(シルバーハウジング) 高齢者向け優良賃貸住宅 高齢者円滑入居賃貸住宅(登録住宅)等において実施する事業) 高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業 (高齢者世話付住宅において実施する事業)	生活援助員
家庭支援電話相談(子ども・家庭110番)事業 (中央児童相談所において実施する事業)	電話相談員
ヴェトナム難民収容施設 (日本赤十字社が設置するもの)	相談援助業務を行っている指導員
子ども家庭相談事業 (児童センター 市に設置された児童館において実施する事業)	相談援助業務を行っている相談員
乳幼児健全育成相談事業 (保育所 乳児院において実施する事業)	相談援助業務を行っている相談員
すこやかテレホン事業 (青少年相談センターにおいて実施する事業)	相談援助業務を行っている相談員
知的障害者専門相談(法的助言・相談)事業 (都道府県・指定都市等において実施する事業)	相談援助業務を行っている相談員
地域子育て支援センター事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員

切り取り線(点線に従って切ってください。)

実務経験申告書

令和 年 月 日

Y I C 看護福祉専門学校長 様

(申告者)
住 所

氏 名

私の福祉に関する相談援助の実務経験は、次の通りですので、所属長等の証明書を添えて下記のとおり申告いたします。

記

施設(事業)等種類	施 設 名	職 種 (実務経験 該当職名)	就 業 期 間
			昭・平・令 昭・平・令 年 月 日～ 年 月 日 (年 箇月)
			昭・平・令 昭・平・令 年 月 日～ 年 月 日 (年 箇月)
			昭・平・令 昭・平・令 年 月 日～ 年 月 日 (年 箇月)
			昭・平・令 昭・平・令 年 月 日～ 年 月 日 (年 箇月)
			昭・平・令 昭・平・令 年 月 日～ 年 月 日 (年 箇月)

- (注意) 1 「施設(事業)等種類」及び「職種」には、14～18ページの「施設(事業)等種類・職種一覧表」の中から記載してください。
- 2 上記の記載内容は、「実務経験証明書」等の記載内容と一致することが必要です。
- 3 申告内容を訂正した場合は、訂正印を押印してください。
- 4 この申告書を複数必要とするときは、コピーして使用してください。

学	昭・平・令 年 月 立 高等学校 科卒業
	昭・平・令 年 月
	昭・平・令 年 月
歴	昭・平・令 年 月
	昭・平・令 年 月
職	昭・平・令 年 月
	昭・平・令 年 月
	昭・平・令 年 月
	昭・平・令 年 月
	昭・平・令 年 月
歴	昭・平・令 年 月
	昭・平・令 年 月
障害者手帳所持等にて面接授業や実習において配慮してほしいことがあればご記入下さい。	
実務経験1年以上による実習免除 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (4年制大学卒で実務なしの方)	
Y I C グループ学校生 入学金免除制度 <input type="checkbox"/> 有 (専門学校 科(年度卒業)) <input type="checkbox"/> 無	
実習指定施設職員等選考料免除制度(要実務経験証明書) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
入学選考料 振込日 令和 年 月 日	
本校を何で知りましたか(具体的に)	

上記により入学を申し込みます。

令和 年 月 日

本人氏名(自署)

切り取り線 (点線に従って切ってください。)

実務経験証明書

令和 年 月 日

Y I C 看護福祉専門学校長 様

施設・機関の 所在地及び名称	〒									
	—									
代表者氏名 (役職・氏名)	代表者印									
電話番号										
証明書 作成者	所属・役職等					氏名				

次の者は、以下のとおり当施設・機関において、入学要件に必要な相談援助の業務に従事したことを証明します。

フリガナ										
氏名	生年月日									
	<input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日生 <input type="checkbox"/> 平成									
施設・機関の名称										
施設(事業)等種類										
職種 (実務経験該当職名)										
従業期間	<input type="checkbox"/> 昭和・ <input type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日から									
	<input type="checkbox"/> 昭和・ <input type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日まで									
	令和7年4月1日時点に必要な従業期間(3年制短大等卒業者→1年以上、2年制短大等卒業者→2年以上)を満たす日までを記入してください。(1日でも不足する場合は、入学要件として認められません。)									

- (注) 1 記載事項を訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印(証明印)で訂正してください。
修正液で訂正したものは証明書として無効ですので、注意してください。
- 2 他の施設・機関での実務経験を通算して、入学要件を満たす場合は、本書をコピーして使用してください。

実務経験見込証明書

令和 年 月 日

Y I C看護福祉専門学校長 様

施設・機関の 所在地及び名称	〒		—					
代表者氏名 (役職・氏名)								
電話番号								
証明書 作成者	所属・役職等			氏名				

代表者印

次の者は、以下のとおり当施設・機関において、入学要件に必要な相談援助の業務に従事する見込みであることを証明します。

フリガナ			生年月日		
氏名			<input type="checkbox"/> 昭和	年 月 日生	
			<input type="checkbox"/> 平成		
施設・機関の名称					
施設(事業)等種類					
職種 (実務経験該当職名)					
従業期間	<input type="checkbox"/> 昭和・ <input type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和		年	月	日から
	<input type="checkbox"/> 昭和・ <input type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和		年	月	日まで
	令和7年4月1日時点に必要な従業期間(3年制短大等卒業者→1年以上、2年制短大等卒業者→2年以上)に満たない者は、必要な従業期間を満たす見込みの日までを記入してください。(1日でも不足する場合は、入学要件として認められません。)				

- (注) 1 従業期間に見込みの期間が含まれている場合は、従業期間を満たした後、直ちに、実務経験証明書を改めて提出してください。必要な従業期間を満たした実務経験証明書が提出されない場合は、入学要件を満たさなかったものとして無効になりますので、特に注意してください。
- 2 記載事項を訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職員(証明印)で訂正してください。修正液で訂正したものは証明書として無効ですので、注意してください。

切り取り線
(点線に従って切ってください。)

実務経験証明書

令和 年 月 日

Y I C看護福祉専門学校長 様

施設・機関の所在地及び名称	〒		—		代表者印
代表者氏名 (役職・氏名)					
電話番号					
証明書作成者	所属・役職等		氏名		

次の者は、以下のとおり当病院・診療所において、専任で下記アからエまでの入学要件に必要な相談援助の業務に従事したことを証明します。

業務内容（アからエまでの業務をすべて行っていることが必要です。）
ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助
イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助
ウ 患者の社会復帰に係る相談援助
エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動

フリガナ			生年月日			
氏名			<input type="checkbox"/> 昭和	年	月	日生
			<input type="checkbox"/> 平成			
医療機関の名称						
医療機関種類	<input type="checkbox"/> 病院		<input type="checkbox"/> 診療所			
職種 (実務経験該当職名)						
従業期間	<input type="checkbox"/> 昭和・ <input type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和		年	月	日から	
	<input type="checkbox"/> 昭和・ <input type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和		年	月	日まで	
	令和7年4月1日時点に必要な従業期間（3年制短大等卒業生→1年以上、2年制短大等卒業生→2年以上）を満たす日までを記入してください。（1日でも不足する場合は、入学要件として認められません。）					

- (注) 1 記載事項を訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印（証明印）で訂正してください。
修正液で訂正したものは証明書として無効ですので、注意してください。
- 2 他の施設・機関での実務経験を通算して、入学要件を満たす場合は、本書をコピーして使用してください。

切り取り線（点線に従って切ってください。）

実務経験見込証明書

令和 年 月 日

Y I C看護福祉専門学校長 様

施設・機関の 所在地及び名称	〒		—		代表者印
代表者氏名 (役職・氏名)					
電話番号					
証明書 作成者	所属・役職等		氏 名		

次の者は、以下のとおり当病院・診療所において、専任で下記アからエまでの入学要件に必要な相談援助の業務に従事する見込みであることを証明します。

業務内容（アからエまでの業務をすべて行っていることが必要です。）
ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助
イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助
ウ 患者の社会復帰に係る相談援助
エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動

フリガナ			生 年 月 日			
氏 名			<input type="checkbox"/> 昭和	年	月	日生
			<input type="checkbox"/> 平成			
医療機関の名称						
医療機関種類	<input type="checkbox"/> 病院		<input type="checkbox"/> 診療所			
職 種 (実務経験該当職名)						
従 業 期 間	<input type="checkbox"/> 昭和・ <input type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和		年	月	日から	
	<input type="checkbox"/> 昭和・ <input type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和		年	月	日まで	
	令和7年4月1日時点に必要な従業期間（3年制短大等卒業→1年以上、2年制短大等卒業→2年以上）に満たない者は、必要な従業時間を満たす見込みの日までを記入してください。（1日でも不足する場合は、入学要件として認められません。）					

- (注) 1 従業期間に見込みの期間が含まれている場合は、従業期間を満たした後、直ちに、実務経験証明書を改めて提出してください。必要な従業期間を満たした実務経験証明書が提出されない場合は、入学要件を満たさなかったものとして無効になりますので、特に注意してください。
- 2 記載事項を訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印（証明印）で訂正してください。修正液で訂正したものは証明書として無効ですので、注意してください。

切り取り線 (点線に従って切ってください。)

実務経験証明書

令和 年 月 日

Y I C 看護福祉専門学校長 様

施設・機関の 所在地及び名称	〒		—		代表者印
代表者氏名 (役職・氏名)					
電話番号					
証明書 作成者	所属・役職等		氏名		

次の者は、以下のとおり当社会福祉協議会において、専任で下記の内容の入学要件に必要な相談援助の業務に従事したことを証明します。

業 務 内 容
主として高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、児童その他の要援護者に対する相談援助業務

フリガナ	生年月日	
氏名	<input type="checkbox"/> 昭和	年 月 日生
社会福祉協議会 の名称	<input type="checkbox"/> 平成	
施設(事業)等種類	市(区)町村社会福祉協議会	
職 種 (実務経験該当職名)		
従 業 期 間	<input type="checkbox"/> 昭和・ <input type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日から
	<input type="checkbox"/> 昭和・ <input type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日まで
	令和7年4月1日時点に必要な従業期間(3年制短大等卒業生→1年以上、2年制短大等卒業生→2年以上)を満たす日までを記入してください。(1日でも不足する場合は、入学要件として認められません。)	

- (注) 1 記載事項を訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印(証明印)で訂正してください。
修正液で訂正したものは証明書として無効ですので、注意してください。
- 2 他の施設・機関での実務経験を通算して、入学要件を満たす場合は、本書をコピーして使用してください。

切り取り線
(点線に従って切ってください。)

実務経験見込証明書

令和 年 月 日

Y I C看護福祉専門学校長 様

施設・機関の 所在地及び名称	〒									
代表者氏名 (役職・氏名)	代表者印									
電話番号										
証明書 作成者	所属・役職等					氏名				

次の者は、以下のとおり当社会福祉協議会において、専任で下記の内容の入学要件に必要な相談援助の業務に従事する見込みであることを証明します。

業 務 内 容
主として高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、児童その他の要援護者に対する相談援助業務

フリガナ	生年月日									
氏名	<input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日生 <input type="checkbox"/> 平成									
社会福祉協議会 の名称										
施設(事業)等種類	市(区)町村社会福祉協議会									
職 種 (実務経験該当職名)										
従 業 期 間	<input type="checkbox"/> 昭和・ <input type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日から <input type="checkbox"/> 昭和・ <input type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日まで									
	令和7年4月1日時点に必要な従業期間(3年制短大等卒業者→1年以上、2年制短大等卒業者→2年以上)に満たない者は、必要な従業期間を満たす見込みの日までを記入してください。(1日でも不足する場合は、入学要件として認められません。)									

(注) 1 従業期間に見込みの期間が含まれている場合は、従業期間を満たした後、直ちに、実務経験証明書を改めて提出してください。必要な従業期間を満たした実務経験証明書が提出されない場合は、入学要件を満たさなかったものとして無効になりますので、特に注意してください。

2 記載事項を訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印(証明印)で訂正してください。修正液で訂正したものは証明書として無効ですので、注意してください。

切り取り線
(点線に従って切ってください。)